藤沢市学校給食費に関する条例の制定について 藤沢市学校給食費に関する条例を次のように定める。

2014年(平成26年)12月1日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。)の規定に基づき市が実施する学校給食に係る給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食費の徴収)

第2条 市長は,学校給食(学校給食を受ける者が注文することにより給食が配送される方式によるものを除く。以下同じ。)を受ける児童又は生徒の保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及びこれに準じる者として規則で定める者をいう。)から法第11条第2項又は特別支援学校給食法第5条第2項に規定する経費を給食費として徴収する。

(給食費の額)

第3条 給食費の額は,学校給食を実施する月ごとに,別表で定める額の範囲内に おいて規則で定める額とする。

(給食費の減額)

第4条 市長は,特別の理由があると認めるときは,規則で定めるところにより給 食費を減額することができる。

(給食費の納付)

第5条 給食費は,規則で定める日までに納付しなければならない。 (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は,規則で定める。

附 則

この条例は,平成27年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

区分	月額
小学校及び特別支援学校小学部において実施する学 校給食に係る給食費	4,100円
特別支援学校中学部及び高等部において実施する学 校給食に係る給食費	4 8 0 0 円

## 提案理由

この条例を提出したのは,本市の小学校及び特別支援学校の給食費の徴収及び管理方法を公会計化することに伴い,条例において基本的な事項を定める必要による。